

2021年度世田谷区予算に対する
日本共産党世田谷区議団の要望書

目次

はじめに

1. 新型コロナウイルスの感染予防、区民の命と健康を守るために
2. 区民の命を守る防災対策を
3. 子ども子育て応援都市世田谷の発展を
4. 高齢者が安心してくらせるために
5. 障がい者（児）が安心して地域でくらせるために
6. 若者が希望を持ってくらせる支援を
7. 低所得者へのゆきとどいた行政を
8. 教育と文化行政の前進を
9. 産業振興について
10. 住民参加のまちづくりを
11. 原発ゼロ、プラごみ削減、循環型社会をめざして
12. 地域行政制度の推進と住民自治の発展を
13. 平和・人権・民主主義を大切にする区政の推進を
14. くらしや福祉を最優先にした財政運営を
15. 国や東京都などに求めるもの

はじめに

令和3年度は、新型コロナウイルスのパンデミックという世界的な危機の渦中にあります。新年度予算の編成にあたってのわが党の基本的立場は次のとおりです。

新年度予算では、まず、コロナ禍から区民の命とくらしを守ることを最優先に、感染拡大防止と経済活動両立を実現を求めます。

区は「世田谷区政策方針」で、新型コロナウイルス感染症防止対策、区民の生活と区内事業者等の活動を守る取り組み、子どもの学びと育ちの支援、施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換の4つの柱を示し、「区民生活の安全及び区民の健康と生命を守り抜くことを基本とする」との姿勢を議会で表明してきました。この姿勢を貫いた予算編成、区政運営を求めます。

新年度予算では、新型コロナウイルス感染防止対策、区民生活と中小事業者を守る取り組み、災害対策、高齢者施策、子どもの学びと育ちの支援、若者支援、文化、住民参加のまちづくり、環境など、区民の暮らし・福祉優先の区政の前進を求めます。

今、コロナ後の社会と政治のあり方が大きく問われています。

当区でもパンデミックに対応できず、保健所に電話がつながらず、命を落とす事態などが生じました。すべてを市場原理に委ね、規制を取り払い、目先の利益を追求する。社会保障を始め公的サービスを削減する新自由主義の推進が、住民の命と暮らしをおびやかすものとなりました。

今後の区政では、コロナ後を展望し、新自由主義を転換し、住民の福祉の増進という自治体本来の役割を発揮した区政への発展を求めます。

今後の財政運営については、事務事業見直しにあたって、新実施計画の行政経営改革の10の視点を貫き、「すべての事務事業について、区民理解を得られるよう、区民・利用者の視点を中心に、多角的な見直しの軸を設け検討する」姿勢で取り組むことを求めます。

新庁舎整備は、さらなる徹底した事業費の縮減に取り組み、区民の福祉・サービスにしわ寄せさせないこと、区民への情報公開の徹底と丁寧な説明を行い区民の理解のもと進めることを求めます。

財源確保については、国や都に働きかけ新たな財源を引き出すこととともに、320億円に達した財調基金の積極的活用も視野に取り組むことを求めます。また、ふるさと納税の制度見直しを国に求める事など、これまでの制度是正に向けたアクションを引き続きつよめることを求めます。

1. 新型コロナウイルスの感染予防、区民の命と健康を守るために

- PCR検査拡充、社会的検査の確実な推進のための体制構築をすすめよ。
- 行政検査の自治体2分の1負担を、全額国庫負担とするよう国へ求めよ。
- 保健所体制強化のために保健師の増員を行うこと。
- コロナ患者を受け入れている医療機関への支援を行うこと。
- 特定健診、後期高齢者検診を住民税非課税世帯以外も無料に戻すこと。
- アスベストによる健康被害が疑われる区民で、事業所の責任で行う健康診断を受けられない人を対象に、健康診断を行うこと。
- インフルエンザ予防接種を引き続き無料で実施すること。
- 高齢者肺炎球菌予防接種の助成額を引き上げること。
- 骨粗しょう症検診は希望するだれもが受けられるようにすること。
- 公衆浴場の維持・確保を図る助成のさらなる拡充を行うこと。

2. 区民の命を守る防災対策を

台風や豪雨による水害や強風被害への対策、住宅の耐震化と不燃化、木密地域の解消など、住民の命を守る震災対策に全力をあげること。

《豪雨・水害から区民の命を守るために》

- 多摩川世田谷区間の河道掘削の実現に向けて、国への積極的働きかけを行うこと。
- 区内すべての排水樋門に排水ポンプ施設を設置するよう引き続き都に要望すること。
- 1時間100ミリを超える集中豪雨などから、区民のいのちを守るための水害対策をすすめること。
- 雨水浸透・貯留施設整備の補助金を増額すること。

《震災から区民の命を守るために》

- 昭和56年以前のすべての木造住宅を対象とした専門家を派遣しての簡易耐震診断を実施すること。
- 耐震補強工事に低価格工法の普及と補助金の増額を行い、本人負担を軽減すること。
- 未耐震の木造住宅への耐震シェルター、感震ブレーカー、家具転倒防止器具の設置・普及をすすめること。
- 住宅の耐震診断、耐震補強工事助成制度など住宅の耐震化を進めるために、手続きや対象要件の見直しをすること。
- 耐震補強工事助成の予算を抜本的に引き上げること。また、十分な職員体制を確保すること。
- 分譲マンションの耐震補強工事に対する助成を拡充すること。
- マンション防災マニュアルの策定を支援すること。
- 震災予防のために崖、谷埋め盛土、よう壁、ブロック塀、造成地などの点検を早急に実施し、補修のための制度を拡充すること。
- 幹線道路、二子玉川駅などの帰宅困難者対策を進めること。

《被災者の命とくらしを守るために》

- 避難を必要とするすべての住民が安心して避難できるプライバシーの確保、備蓄物資の確保など避難所の量と質を確保すること。
- 避難所にパーティションや簡易ベッドを配置し、感染症対策に配慮した運営を行うこと。
- 避難行動要支援者に対する支援を構築すること。
- 避難所での、障害特性に応じた適切な案内や支援をすること。
- 災害時、障害者が生命維持に必要な医療器具などを利用できるよう、すべての福祉避難所での非常用電源確保を行うとともに、在宅での非常用電源確保の支援を行うこと。
- 避難所の非常用電源の強化を図ること。停電時にエアコンを稼働できる非常用電源を確保すること。
- 福祉避難所が不足しており、特に母子は5箇所しかない。さらなる確保をすすめること。
- 福祉避難所（母子）における緊急時スタッフ対応マニュアルの作成と教育を図ること。
- ペット同行の避難所について今回の災害の検証を行い、区民の議論と理解を進めること。
- 被災者救助活動を目的とする団体に、ヘルメット等が行きわたる財政措置を講ずること。
- 災害被災者への見舞金の金額を引き上げること。被災事業者に対しても、見舞金を出すなど支援を行うこと。
- 災害対策融資はゼロ金利とすること。
- 産業政策として被災事業者の事業再建支援を位置付けること。

3. 子ども子育て応援都市世田谷の発展を

子どもの権利を守り、子どもの最善の利益を守ることが、子ども施策の根幹と考えます。虐待から子どもの命を守る、児童相談所を中心としたネットワークの構築が必要です。保育整備計画の目標を確実にすすめるとともに、保育の質を守ることが求められます。妊娠期からの切れ目のない支援である「世田谷版ネウボラ」のさらなる推進が必要です。

《虐待から子どもの命を守れ》

- 虐待から子どもを守る施策を確実に進めること。
- 児童相談所・一時保護所での子どもの人権が最大限に守られるよう、実情に見合った十分な体制、職員の研修などに取り組むこと。
- 区の一時保護所では、子ども一人ひとりの権利を尊重した運営を行うこと。
- 一時保護所職員が子どもの意見を聞くことを基本とし、意見箱の設置など取り入れるとともに、適切な運営が行なわれているかについて、外部からの客観的な検証を可能とするため、外部評価の実施、子どもの人権擁護機関「せたホッと」との連携などをはかること。
- 一時保護所における学びの権利を保障する体制を取ることに。
- 家庭的で手厚い養育が可能な里親制度はいっそうの充実が必要。里親に委託・支援する児童相談所の体制、専門機関との連携強化、里親制度の周知をはかること。
- 子どもの虐待を未然に防止する地域づくりとネットワークの構築をすすめること。
- 地域の子どもの相談支援の中核となる児童館の再整備は区直営で行うこと。
- 地域子育て支援コーディネーターを増やすこと。

《保育の質を守りながら保育待機児の解消を》

- 保育の質を大切に、認可を中心とした保育所整備を行うこと。
- 保育の質を守るために、保育士等への処遇改善策月1万円給付の継続をすること。
- 保育士確保のための月82,000円の家賃補助を今後も継続するよう、国や都に対し積極的に働きかけること。
- 保育園への感染症対策の費用を支援すること。
- 障害児保育加算等を増額するよう国・都へ求めること。
- 保育の質ガイドライン、条例をしっかりと運用し、世田谷で築いてきた保育の質を保ち、区独自の保育所運営基準を実行すること。
- 保育施設整備特別推進策で屋外遊戯スペース設置条件の緩和が行われたが、保育の質を守るために実施した園での検証をすすめるとともに、今後も園庭付き、屋外遊戯スペース付きを優先し、外遊びを保障する対策を講じる事。
- 区立保育園の定員弾力化を解消し、緊急時の受け入れなどセーフティーネット機能を果たすために人的ゆとりを確保すること。

- 区立保育園の用務員の欠員を解消すること。
- 区立保育園で職員の産休・育休による欠員が生じた場合に、適切に補充すること。
- 保育園の大規模化はソーシャルディスタンスを取ることや保育の質を確保することに課題がある。区立保育園の統合による大規模化を抑えること。
- 幼児教育無償化において、今後保育園給食の副食費の無償化を検討すること。
- 低年齢児の保育施設整備においては、連携園の確保など課題に積極的に対応すること。
- 保育室の新制度への移行に当たっては丁寧かつ実効性のある十分な支援を行うこと。
- 認可保育園整備にあたり「提案型」であっても、区が説明会に早期に出席するなど保育の質を担保するため、計画段階から区の積極的な関与を行うこと。
- 区立保育園の民営化を行わないこと。
- 病児保育所の定員、施設数を拡充すること。
- 低所得層の保育料を引き下げること。（0～2歳）
- 保育士確保のため、区としてさらに積極的施策をすすめること。

《学童の保育の質を守れ》

- 新BOP学童クラブの大規模化解消のため、分割運営等を行うこと。
- 新BOP学童クラブの職員不足は喫緊の課題。子どもの健やかな成長を保障し、子どもが放課後を安心してすごせるよう職員配置基準を見直し、常勤職員を増やして対応すること。
- 国は放課後指導員の配置基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に後退させたが、学童クラブの保育の質を守るために必要な人員配置を行うこと。

《母子へのケア・子育て支援の充実を》

- 「ほっとステイ」「おでかけひろば」を拡充するなど、在宅支援をすすめること。
- 世田谷版ネウボラ（妊娠期からの切れ目のない子育て支援）の推進・充実のため、実施状況を検証し、必要に応じて 保健師・母子保健コーディネーターの増員を図ること。
- 産後ケアを受けられるベット数を増やすため、さらなる民間の医療機関との連携、活用ニーズに応えるための新たな産後ケアセンターを設置すること。
- 子が入院中の母親にも産後ケアが受けられるようにすること。
- アウトリーチ（訪問型）の産後ケアを取り入れること。
- 産前産後ケアや支援に関する事業への助産師の参画を推進すること。
- オンラインによる妊産婦とその家族を対象とした出産前教育や母子保健に係る相談事業を行うシステムづくりを図ること。
- 乳児期家庭訪問における感染対策ガイドラインを作成し、委託事業に関わる助産師に提示し、その指示ならび環境整備を図ること。
- 出産、育児の経済的支援の拡充、不妊治療費の助成を拡充すること。
- 24時間、365日対応の小児救急医療を充実させること。
- 子どもの医療費無料制度は、18才まで拡充すること。

《子どもの貧困対策の推進を》

- 「子どもの貧困対策計画」において、子どもの貧困対策を全庁的に取り組むことを位置づけ、総合的に進めること。
- 総合的な支援や相談事業を行う基盤整備をしっかりと行い、とぎれなく見守りができるよう、子ども家庭支援センターや教育機関、子どもの支援に関わる機関等との連携を強めること。
- 「子どもの生活実態調査」により、生活困難層ほど支援に繋がりにくい事が明らかになった。全ての施策において必要な家庭に支援を届けるさらなる努力を行うこと。
- 給付型の奨学金制度を生活保護世帯、ひとり世帯へと広げること。
- 国の「新しい住宅セーフティーネット制度」を活用した「ひとり親世帯家賃低廉化事業」の入居要件の見直しを国に求めるとともに、区独自の支援策を行うこと。

4. 高齢者が安心してくらせるために

だれもが安心して住み慣れた地域で年を取ることができるよう、介護人材確保、介護基盤の整備と地域包括ケアシステムの一層の推進が求められます。

《安心の介護のために》

- 介護人材確保は恒常的な人出不足が続く中、コロナ禍で求人や初任者研修受講者がわずかに増えている状況。これを好機と捉え、区として事業者の声をよく聞き、先ず区の介護施設に就職してもらえよう、就職決定時の奨励金などに取り組むことを求める。
- 介護職としてのスキルアップや定着のため、研修などの支援や区独自家賃助成の拡充など求める。
- 処遇改善及び魅力向上などの複合的対策を求める。
- 社会的検査の期待は高く、全ての介護施設において、職員・利用者等の一斉・複数回検査を訪問して実施するよう、新年度予算でしっかり予算付けせよ。特養入所者の検査に関しては、病院から退院した再入所者も含め実施せよ。
- PCR検査をすべての介護施設において、職員・利用者の一斉・複数回検査を訪問して実施するよう予算付けすること。また、特養入所者の検査は、病院から退院した再入所者を含めて実施すること。
- 特養ホーム、ショートステイ、グループホームなど介護基盤の整備をすすめること。
- 特養ホームは入所基準のポイントを見直し、1000人の整備目標の前倒しや上方修正を行うこと。
- 出張所、28ヵ所のまちづくりセンター地区毎に地域密着型特養ホーム、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの整備をすすめること。
- 地域密着型特養ホーム整備の推進のために、補助制度などを充実させ建設を促進すること。
- 特養ホーム建設のために国有地、都有地、区施設の土地の活用を積極的にすすめること。
- 北烏山2丁目都営住宅、八幡山3丁目都営住宅、祖師谷団地、大蔵団地など、現在区内ですすんで

いる団地の建替事業により生じる新たな空間に地域密着型特養ホームを含む複合施設整備など、積極的にすすめること。

- 緊急ショートステイを早急に確保すること。
- 「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」は、地域偏在を無くし課題に応じた対策を講じること。
- あんしんすこやかセンターの業務がどこのセンターでも高い水準が担保できるように、指導援助すること。
- 訪問介護の利用制限を行わず、利用者ニーズに応じた柔軟な対応をすること。
- 介護保険料を引き下げる独自施策を行うこと。
- 低所得の介護施設利用者に対して、施設の食費、居住費などへの助成を拡充すること。
- 要支援1、2の方の「新しい総合事業」の介護サービスは、従来と同じようにサービスを受けられるようにすること。
- 要介護者を総合事業の対象とできる「省令改正」に対し、要介護者を保険給付から総合事業へ移す改悪を行わないよう国に強く求めること。総合事業の大賞を要介護者へ広げる要件緩和に対しては、区の実情からして慎重な検討が必要であり、来期からの実施は踏み出すべきではないと要望します。
- 介護の質を高めるため、介護職員初任者研修、実務者研修の受講料助成の拡充と介護福祉養成学校の学費助成金を実施すること。
- 要介護認定者に対する所得税などの「障害者控除」認定は、要介護認定者全てに、制度の周知を徹底すること。
- 高齢者紙おむつ支給の低所得者対策を行うこと。
- 「お泊まりデイ」の全数実態調査を毎年行い、利用者の安全とサービスの質が保てるよう、区として指導を行うこと。
- 小規模多機能居宅介護施設の宿泊費助成を行なうこと。
- 認知症グループホームについて、低所得者が利用できるよう対策を講じること。
- 介護保険住宅改修事業において、当面、「増改築相談員」を区が認定し、「増改築相談員名簿」を行政窓口と介護支援事業所に置くこと。福祉住環境コーディネーターを創設し申請手続きが出来るようにすること。

《高齢者が安心して地域で暮らせるために》

- 新たな高齢者施策の再構築については、ふじみ荘廃止後の代替策も含め、参加と協働での早急な検討を行うこと。
- 高齢者の孤独死をなくすための見守りネットワークを強めること
- 地域包括ケアの推進のために、必要な人材確保を進めること。
- 都市型軽費老人ホームは居住空間を十分確保するとともに計画的に増設を図ること。
- 高齢者向けの公的住宅を大量増設すること。
- 介護保険料・利用料の低所得者への軽減を拡充すること。
- 後期高齢者医療制度の保険料の独自軽減を行うこと。

- ひとりぐらし高齢者の緊急時の救援体制の強化を図ること。
- 特定健診、後期高齢者健診の項目に聴覚検査を追加すること。
- 難聴者に対する補聴器購入費を区独自に助成すること。
- 補聴器の正しい知識の周知・啓発に取り組むこと。
- 難聴者への対策として、ヒアリングループ（磁気ループ）等を役所窓口や公共施設に設置すること。
またデイスサービスなどへの設置支援を行うこと。
- 高齢者の就労、就業対策に積極的に取り組むこと。
- シルバー人材センターは、仕事を広げ、会員の条件にあった斡旋を行うよう努めること。
- 被爆者に対して区営住宅への優先入居を行うこと。
- 被爆者見舞金を、一般被爆者12,000円、原爆症認定被爆者16,000円に戻すこと。
- シルバーパスで世田谷線利用ができるよう東急や都に働きかけを行うこと。
- 選挙時に高齢者の投票活動への自宅投票など積極的な支援を行うこと。

5. 障がい者（児）が安心して地域でくらすために

憲法と障害者権利条約の理念を活かして障害者の人権を守り、差別をなくし、誰もが安心できるインクルーシブ（排除しない）な地域づくりが求められます。

- 障がい者の自立と社会参加を促進するため、自立支援センターを設置し、通所施設、住宅、生活寮、グループホーム、ケア付き住宅などの拡充、整備をすすめること。
- 通所施設の支援員、グループホームの世話人、ガイドヘルパーなどの不足は深刻です。福祉人材確保対策のための研修の積極的開催、報酬の上乗せを行うこと。
- 家族が緊急使用できるシェルター等整備を進めること。
- 作業所などの施設運営に対し運営費補助などを拡充すること。
- 障害者程度区分は、実態に合わせ適正に判断すること。
- 身体障がいの方の移動手段であるリフトバスの転落事故を防ぐため、引き続き安全バー設置を進めること。
- 障がい者の公営住宅の優先入居について、日常生活を続けるため、入居場所を指定できるようにすること。
- 障害者福祉団体へのバス派遣事業を継続すること。
- 放課後等デイスサービス事業への区独自の重度加算を行うこと。
- 医療的ケアを持つ障害児、障害者が利用できるショートステイを拡充すること。
- 医療的ケアに対応した通園通所施設をさらに整備すること。
- 制度の狭間にある医療的ケアを持つ障害児・家族の支援を家族・当事者の声に耳を傾け、支援・相談体制を拡充すること。
- 公営住宅の1階部分のバリアフリー化を計画的に進めること。
- 障がい者の雇用の確保を進めること。区、公社、外郭団体での雇用を促進すること。

- 区役所などでの障害者就労については法定雇用率を早期に充足すること。
- 「すきっぷ」相談室の支援員を増やすなど職場定着支援を強化すること。
- 福祉タクシー券は配布数を増やすこと。
- 障害４級の人にもタクシー券を支給すること。
- 障がい者の乗車割引については民営バス、私鉄、ＪＲとも全額無料とするよう関係機関に働きかけこと。
- 要配慮児童の生活支援については、区の学童クラブ、新ＢＯＰに障がい児の介護要員を配置し、年齢枠・人数枠を拡大し拡充すること。
- 就労している障がいのある人の余暇活動について、仲間づくりや社会参加について民間団体への支援も含め場の整備をすすめること。
- 様々な障害に対応した障がい者のショートステイを増やし、常勤で専門の介護人を配置すること。ショートステイ事業への助成を行うこと。また、緊急対応ができる体制充実を図ること。
- 障害福祉サービス等の利用計画の作成を支援する、計画相談支援機関を充実すること。
- 障害者の検診については、医師会などと協力し、障害者対応の医療機関の確保、案内と安心安全に受診できるよう検診体制の充実を図ること。
- 東京リハビリテーションセンターが拠点としての役割をはたすよう、人員確保、必要なサービス提供など「質」を確保する区の公的責任を果たし、問題解決を進めること。
- 東京リハビリテーションセンターでの短期入所において、医療的ケアのさらなる充実を図ること。
- 精神障害者に対するアウトリーチ支援は当事者、家族の声をよく聞き、24時間365日対応の支援体制に拡充すること。
- 精神障害者事業施策に当事者・家族の声の反映と参画を進めること。
- 精神障がい者の社会復帰対策として、生活技能訓練（ＳＳＴ）などへの補助を拡充すること。
- 精神障害者保健福祉手帳の２級３級の方にも心身障害者福祉手当を支給を拡充すること。
- 精神障害者の居場所確保支援を進めること。
- 精神障害者の滞在型グループホームの増築をすすめること。
- 精神障害者の家族のシェルター（一時避難所）を設置すること。
- 梅ヶ丘拠点整備において、小児精神の医療体制を整備すること。
- 精神障害者に対する24時間365日の相談窓口の拡充を検討すること。
- 小中学校での心の健康についての教育をすすめること。
- 聴覚障害者の権利保障をすすめるため、「手話言語条例」の制定を行うこと。
- 庁内に配置している手話通訳者の時間を延長すること。遠隔手話サービスを拡充すること。
- 聴覚障害者用に店頭で指差しできるコミュニケーションのためのメニューを置くことを普及すること。
- 要約筆記派遣を手話通訳派遣と同様に区内での派遣手配ができるようにすること。
- 聴覚障害者情報提供施設を開設し、障がい者のための災害緊急対策拠点としての機能をもたせること。
- 聴覚障がい者向けコミュニケーション機器（メールによる情報発信が可能な電光表示機器など）を、

各保健福祉課、さくらばーと、手話通訳等派遣センターなどに配置すること。また緊急時には聴覚障がい者支援本部と指定避難所に配置すること。

- 避難所に「きこえません」「手話できます」と書いたバンダナを配置すること。
- 視覚障害者の就労支援の「鍼・灸・マッサージ事業」について、ふじみ荘廃止後も他の場所で継続実施すること。
- 公共施設の自動販売機などに点字シールを活用すること。
- 区の就労支援にパソコン活用など視覚障害者が取り組める業務を加えること。
- 「うめとぴあ」などに点字プリンターを設置すること。
- 同行援護サービス（ガイドヘルパー）の支給時間を拡充すること。支給時間数は年間単位とすること。
- 東京リハビリテーションセンターでの高次脳機能障害者の訓練の質を向上するための指導と援助を強化すること。
- 保健センターでの高次脳機能障害の相談、評価のためのスペースを拡充すること。
- 高次脳機能障害のリハビリテーションを行う施設を整備すること。
- 高次脳機能障害者向けデイホームなどの居場所を増設すること。
- 高次脳機能障がい者向けの高齢者デイホームを作ること。
- 高次脳機能障がい研修を充実すること。
- 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施すること。

6. 若者が希望を持ってくらせる支援を

若者のふたりにひとりが非正規雇用など低賃金の状況に置かれています。若者が生きがいをもって働ける環境整備が必要です。

- 一般就労になじまない若者、ひきこもりなどの生きづらさを抱えた若者の支援をすすめる、若者総合支援センターの取り組みを検証し、さらに充実すること。
- 区独自のブラック企業対策をさらにすすめること。
- 若者に労働の基本的ルールについて知らせる具体的対策を講じること。「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」(厚生労働省作成)を成人式で配布すること。
- 青少年センターなどの中高生の居場所を更にふやすこと。

7. 低所得者へのゆきとどいた行政を

- 住民税の減免対象を拡充すること。
- 住民税の徴収にあたって、生活用財産等の差し押さえは行わないこと。
- 生活保護制度の広報強化及びケースワーカー人員体制を強化すること。

- 生活保護世帯のエアコン使用等への夏期の電気代補助を行うこと。
- 国民健康保険料の多子世帯軽減を区独自に行うこと。
- 生活保護世帯への入浴券支給は、風呂あり世帯への支給復活など条件の緩和と枚数を大幅に増やすこと。
- 高齢者や障害者、乳幼児などの世帯へのエアコン購入・設置・修理への補助を行うこと。

8. 教育と文化行政の前進を

教育は、子どもが学び成長する権利を満たすための営みです。学校での過度の管理と競争のもと子どもの権利が大切にされず、いじめや不登校が増えています。教員の多忙化も社会問題となっています。子どもの権利を守り、ひとりひとりの健やかな成長を保障する教育が求められています。

《教員の多忙化解消・一人一人に目が届く教育環境を》

- 小・中学校の全学年の少人数学級実施を区長会、教育長会を通じ国へ求めること。
- 少人数学級実施に伴い不足する教室の確保について、調査・検討を始めよ。
- 学年がかわって学級数が減少した学校に対し、人事的な手当を行うこと。
- 「第2次世田谷教育ビジョン・第2期行動計画」の具体化・実施にあたっては、トップダウンによる一方的な施策の押しつけを行わず、現場の実態をもとに教職員の納得と合意に基づいて行うこと。
- 教職員に対する管理やしめつけをやめ、学校運営の民主化を進めること。
- 教員への負担軽減のため、学校事務軽減を徹底して行うこと。
- 「学習習得確認調査」は廃止すること。
- 教科「日本語」は現場の声を聞き、廃止も含めて内容の見直しや、実施にあたっての各学校の児童生徒の実態に合わせた運用が出来るよう改善を行うこと。
- 小・中連携は、職員の過度な負担とならないよう見直すこと。
- 区費講師の賃金、雇用条件など勤務条件を改善すること。
- スクールカウンセラー配置日数を拡充するとともに児童生徒数に応じた配置をすること。
- スクールソーシャルワーカーを増員し、学校でのソーシャルワークの充実を図ること。
- 学校図書館司書は学校長の直接管理に置く直接雇用で行い、図書館司書の支援センターを設置するなど教育委員会が責任をもって運営する体制をとること。
- プール指導員は安全確保のため区の責任で補助員を確保し、4人体制とすること。
- 中学校の部活動指導者の配置を積極的に進めること。また補助費を増額すること。
- 各校に教職員用の男女別休養室を設置すること。
- 教員の長時間過密労働解決のために、労働安全衛生法に基づく措置を具体的に講ずること。
- 区費事務職員の定数は改悪せず、全校2名配置を復元すること。
- 地域運営学校の学校運営協議会に教職員や児童・生徒も参画させること。
- 教育現場での「日の丸・君が代」の押しつけを行わないこと。
- 外国人の児童・生徒の受け入れ態勢を充実させること。また、外国人の子どもの学習支援のための

条件整備など、多文化共生の取り組みを進めること。

《人権・生と性の教育を》

- 子どもたちに科学と人権をベースに体や心の仕組みや発達、性の多様性などを伝え、自己肯定感情をはぐくむ自主的な性教育を進めること。
- 教員が性教育を行うにあたって子どもの性に関する悩みによりそい対応ができるよう、教員が研究できる環境を整えること。
- 小中学校で助産師等による命の大切さを伝える「いのちの教育」授業を実施すること。
- 障害やこころの病について、差別や偏見をなくすため、また早期発見・早期治療へとつなげるための教育に取り組むこと。

《安全・安心の教育環境を》

- 子どもへの防犯対策や通学路の安全対策を強化すること。
- 小・中学校の消耗品、備品、小工事、修理などに必要な予算を確保すること。
- 小・中学校のトイレ改修を進めること。
- 学校プールの安全点検を徹底すること。プール用にAEDを設置すること。
- 小学校では低学年用プール設備の整備を促進すること。また水質保全のため、プールの清掃回数を増やすこと。
- 現場が必要とするPC配備増と、ネットが確実につながる環境整備などICT推進のための予算付けを行うこと。
- デジタル化推進のため現場の教員が参加するPTを立ち上げること。
- ICT指導員を全校に配置すること。
- タブレット端末使用によるネット依存症や目などへの健康被害への研究と情報共有に取り組むこと。
- WiFiルーターはできるだけ子どもから離れた位置に設置するなど、子どもへの健康に注意を払った対応をすること。
- 保健指導の業務の円滑化のため、保健室にオンラインのパソコンを設置すること。
- 宿泊を伴う学校行事等に、看護師を派遣すること。
- 学校給食民間委託については、結果を検証し、食の教育や安全・衛生面など、現場の要望に応じて改善をはかること。
- 栄養士は正規職員の全校配置をめざすこと。

《経済的支援を》

- 就学援助の申請率を高め、支援が必要な家庭に行き届くようにすること。
- 教育費の保護者負担軽減のため、夏季施設・修学旅行などの交通費、入場料、卒業記念文集、アルバム代などに補助を増額すること。
- 就学援助の対象にメガネ等を加えること。

《障がい児教育・特別支援教育》

- 障害を持つ子どもと持たない子どもが共に学び育つインクルーシブ教育の視点での取り組みをすすめること。
- 教員の配置を増やすなど特別支援教育を拡充すること。
- 「スマイルルーム」や中学校で実施された特別支援学級について現場教員の声を聞き、子ども達が十分な指導を受けることができるよう教員の増員、教育環境の改善を図ること。

《不登校対策の充実を》

- 新たにできる不登校特例校では、ひなぎく学級の教育実践を継承すること。
- ほっとスクールは充実が必要であり、城山をそのまま活用し、新教育センターは第4のほっとスクール増設を再検討すること。
- 教育相談室世田谷分室は移転しないこと。空白になっている北沢地域に新たな分室をつくること。

《文化行政・生涯学習その他》

- 区民全体が豊かな文化に親しめる世田谷へ、区の文化関連予算を増やすこと。
- 郷土資料館は、祭日も開館すること。
- 埋蔵文化財の収蔵、展示を図り、文化財保存啓蒙の拡充を図ること。
- 区立図書館の民営化を行わないこと。
- 図書館政策に区民や専門家の意見を取り入れるために図書館協議会を設置すること。
- 二子玉川、下北沢など図書館の空白地域を埋めること。
- 図書館、図書室の図書費、資料費の増額を図ること。
- 区立図書館で点訳を行うこと。
- 点訳図書、録音図書の充実を図ること。
- 図書館でDVDなどの映像資料を収集すること。
- スポーツ施設拡充を行うこと。運動場、地域体育館の増設を図ること。
- 温水プール、公園プールの使用料徴収については、幼児、小・中学生は無料とすること。
- バンド練習やライブができる公共施設を増やすこと。

9. 産業振興について

消費税増税・コロナ禍などで中小・零細事業者、商店の営業はますます厳しさを増しています。区の産業対策のいっそうの強化が必要です。

《産業振興基本条例の見直しについて》

- 区内事業者の9割を占める中小企業・個店など事業者支援を条例に位置づけること。
- SDGsの観点を条例に位置づけること。

《公契約条例の効果的運用を》

- 公契約条例の効果的運用を図ること。公契約条例に基づき公務労働や公契約の分野で安心して働ける雇用環境を作ること。
- 土木建築業者の下請けを含めた実態調査を実施すること。
- 公共事業は地域産業振興の観点で区内業者への優先発注を図り、分離発注などの方式を積極的に進めること。地元中小業者に仕事が行き渡るよう配慮すること。
- 業務委託における職種別労働報酬下限額を導入すること。
- 公契約条例と車の両輪である「入札制度改革」を推進すること。

《雇用支援の拡充を》

- 労働相談、社会保険相談、年金相談などは区民が気軽に相談できるよう夜間の開催を増やすなど工夫すること。

《区内産業への支援の抜本的強化を》

- コロナ禍のもとで営業に苦しむ区内事業者の実態把握を行うこと。
- コロナ禍で国や都が実施してきた事業者支援のさらなる継続・拡充を国・都に求めること。
- コロナ禍で国や都が実施してきた事業者支援の対象からもれた区内事業者の実態把握と、区独自の直接支援策を講じること。
- 物品購入に当たっては、できるだけ区内中小業者から購入すること。また、出先機関などにも、地元業者への発注を指導すること。
- 「小規模修繕契約希望者登録制度」を新設すること。
- 商店街の街灯電気代の、区の補助制度を拡充すること。
- 建築業人材育成支援事業を拡充すること。
- 建築産業振興に向けた継続的な調査・検討会を設置し、具体的な振興策を検討すること。
- 環境配慮型住宅リノベーション事業は産業政策として位置づけ、予算を拡充すること。
- 建設業退職金共済制度普及のための助成制度を創設すること。
- 準工地域を確保するための対策を講じること。
- コロナ対策のための、ゼロ金利融資制度を継続すること。小規模企業者倒産防止融資は保証人不要にするなど融資条件の緩和をすること。
- 信用保証協会が本人の同意なしに代位弁済を行わないように、区として信用保証協会に申し入れること。また、任意売却の強要、強引な競売をやめるよう、区が信用保証協会に申し入れること。
- 都市農業育成のため後継者対策や営農への援助を拡充すること。
- 農地保全のため区民農園の増設や買い取りなど積極的対策をとること。また、宅地化される農地は乱開発防止に努めること。
- 区内農地の保全の立場から都市農地貸借円滑法の積極的活用をはかること。

10. 住民参加のまちづくりを

住民参加のまちづくりをすすめるためにも、行政中心から住民中心のまちづくり条例の改正が求められます。

《住民参加のまちづくり》

- 外郭環状道路事業の中止を国に求めること。
- 外環道は地上部の陥没、低酸素濃度の気泡の出現、振動など、地表への影響はないという大深度地下利用のそもそもの前提が崩れる事態が起こった。区として事業者、区民の暮らし・環境を守る立場で、区長の7項目の要望に沿った積極的対応を行うこと。
- 外環道計画による上部空間利用・まちづくりに関しては、地域の意見を丁寧に聞き、計画に反映させること。
- 京王線・小田急線の連続立体交差事業にともなう千歳烏山駅、明大前駅、下北沢駅の駅前広場や交差する都市計画道路については、住民の意見を適切に反映させ、合意に基づき、計画の見直しをすること。
- 二子玉川開発関連の道路整備は住民の意見を聞いて見直すこと。
- 二子玉川再開発ビルによる風害対策に継続的に取り組むこと。
- 都市計画道路154号線、216号線、217号線、219号線、52号線、54号線、128号線、49号線、26号線、127号線、130号線、放射23号線など大型道路計画については、地域から反対の声が寄せられている。合意と納得に基づかないかぎり進めないこと。
- 長期にわたって事業化されていない都市計画道路は必要性も含めて、見直しを図ること。
- 都市整備方針を実行することを前提に住民参加を認める位置づけへと改悪されたまちづくり条例を、住民の参加と提案、住民が主人公の街づくりのための条例へ見直すこと。

《住み良いまちづくり》

- 区立・区営住宅の建設をすること。高齢者、青年、障がい者、低所得世帯などに対し、家賃補助制度の創設などの住宅対策を充実すること。
- 公共交通不便地域解消へ、砧地域のコミュニティバス実証運行を実施すること。
- 上祖師谷、砧、大蔵、喜多見、烏山地域、桜上水、松原など交通不便地域のバス路線などを早急に整備すること。
- 駅など公共施設等にエレベーターやエスカレーターを設置するなど、ユニバーサルデザインに基づいた施設整備をすすめること。
- 区内全駅にホームドアの設置をすすめること。
- 音響式信号機の設置を進めること。
- 点字ブロックは滑り防止の対策をとること。点字ブロックが老朽化し、危険な場所は、直ちに改修すること。
- 環八千歳台交差点のバリアフリー化に向けて、地域住民の声をよく聞き、積極的に進めること。
- 千歳烏山駅脇の踏切において、安全確保のための拡幅、自転車専用の地下通路の設置などを行うこ

と。

- 環状8号線への地下鉄(エイトライナー)導入の促進を図ること。
- 公園や緑道に公衆トイレの設置を進めること。

《みどりのまちづくり》

- 国分寺崖線の保全是、みどりとともに地下水や湧水を守る対策を持つこと。
- 地下水保全対策は引き続き進めること。
- 環七内側など公園の少ない地域に公園をつくること。

1 1. 原発ゼロ、プラごみ削減、循環型社会をめざして

再生可能エネルギーの普及、ゴミ減量、プラごみ削減など環境対策に積極的に取り組むことが求められます。

《自然エネルギー・地球温暖化防止・プラごみ削減・循環型社会をめざして》

- 太陽光発電設置、太陽熱利用などの普及、促進を行うこと。
- 家庭への太陽光パネル設置助成の復活と公共施設に積極的に太陽光パネル設置をすすめること。
- 「プラごみゼロ宣言」を行い、プラスチック削減に向けた区の姿勢を示すこと。
- 庁舎内でのプラスチック使用を削減すること。
- 区民・事業者へプラごみ削減についての啓発や広報を行うこと。
- 庁舎内やすべての区民施設に、マイボトルやマイカップに給水しやすい給水器を設置すること。
- 循環型社会をめざし、ごみ減量を進めるためにリサイクルを推進すること。プラスチックのリサイクルをさらに拡充すること。
- 引き取り手のない放置自転車を再生したリサイクル自転車などの普及を進めるために、地元業者との販売、協力体制をつくること。
- 資源循環のためにも、資源物の需給調整のためのストックヤードを確保すること。また、建設産廃などの分別のための集積場を確保すること。
- 家庭ごみの有料化を行わないこと。

《ダイオキシン・アスベスト・大気汚染》

- 世田谷清掃工場はダイオキシン漏れが繰り返されている。早期停止・廃炉を東京23区清掃一部事務組合に求めること。
- 建物解体時のアスベスト被曝およびアスベスト飛散対策が万全に行われるよう指導、監督を強めること。
- 土壌や水質の検査などダイオキシン対策を進めること。また、自動車排ガス対策を進めること。
- PM2.5などの測定点を増やすこと。測定活動は区民とも協力して行い、調査結果を生かし、国、都

に強く改善を要求すること。特に、外環道予定地周辺に測定器の設置を都に求めること。

○ ダイオキシンや自動車公害による大気汚染の実態を広く区民に知らせること。

《放射能から子ども、区民を守るために》

○ 川場村移動教室は、放射線調査と情報公開、必要な除染を行うこと。子どもの欠席を認めるよう全校に徹底すること。

○ 清掃工場の運営にあたっては、焼却灰の保管や搬出・運搬の際の安全管理の徹底、溶融スラグの活用の中止と安全管理の徹底を行うこと。また、焼却灰に散布した水など清掃工場からの汚染処理水や、清掃工場の煙突口も含めた場内の放射線のモニタリング調査の継続的な実施、情報の速やかな公開を行うこと。

12. 地域行政制度の推進と住民自治の発展を

世田谷区は地域行政条例の制定をめざしている。住民参加と協働、住民自治の発展、住民に身近な区役所、区民サービスの向上が求められている。

《地域行政条例の制定に向けて》

○ 地域行政条例制定にあたって、他自治体の自治基本条例などの検討をすすめること。

○ 地区の役割を強化し、地区からの意見表明、集約の仕組みとして地区協議会の設置等も視野に検討すること。

○ 地域行政の歩みや地方分権、条例制定の意義など、区民が考える機会を増やすこと。シンポジウムやワークショップを5地域で実施すること。

《区民サービスの向上を》

○ 市民活動の場を確保するために、区民施設の増設等確保に努力すること。

○ 京王線の連続立体交差事業などで生じる新たな空間を活用し、利用率の高い公共施設スポーツ室、音楽室、区立駐輪場などの設置を、京王電鉄に働きかけること。

○ まちづくりセンターの窓口サービスを拡充すること。

○ 二子玉川駅周辺地域に足りない公共施設(図書館、児童館、集会室など)を都立玉川高校跡地などを活用し整備すること。

○ 「適正な利用者負担の導入指針」の見直しにあたっては、政策目的を踏まえることを重視すること。減価償却費は使用料の対象経費の算定に加えないこと。

○ 区民利用施設・他区と比べても高すぎるスポーツ施設の利用料を引き下げること。

○ 「世田谷区公共利用施設案内システム”けやきネット”のご利用について」における「利用は登録者以外は認めない」規定を改めること。

○ 教育、福祉、地域の土木など必要な区職員は増員すること。

○ 区の非常勤職員の待遇を改善し、常勤職員を増やすこと。

1 3. 平和・人権・民主主義を大切にする区政の推進を

憲法 9 条と「世田谷平和都市宣言」を区政に生かし、平和施策を拡充を求めます。

《平和施策の拡充を》

- 核兵器禁止条約を批准するよう国に求めること。
- 核兵器廃絶への被ばく者国際署名をすすめること。
- 「平和首長会議」の活動をさらに積極的に行うこと。
- 憲法 9 条と「世田谷区平和都市宣言」を区政に生かし、平和施策や平和教育を推進すること。
- 小・中学生を広島・長崎に派遣すること。被爆者が被ばくの実相を子どもたちに伝える活動などをすすめること。
- 平和資料館の被爆の実相を伝える映像資料をさらに充実させ、広く区民に知らせること。
- 平和資料館は区民の声を取り入れ、世田谷独自の特徴ある展示内容の工夫をさらに進めること。
- 引き続き地域で取り組まれている平和展や映画会などの自主的活動を積極的に援助すること。
- 区役所・総合支所・区内の幹線道路沿いに「平和都市宣言」の表示を設置すること。

《差別をなくし、多様性を認め合う社会を》

- 女性管理職を増やす、審議会等の女性の委員の割合を増やすなど、女性の政策決定参加を促進すること。
- 長時間労働を改善し、仕事と家庭を両立できる働き方、男性も育児に参加できる働き方を進めること。
- セクハラ、マタハラ、パワハラなどの個人の尊厳・人格を傷つける人権侵害を禁止し、ハラスメントを産まない社会を作るための取り組みをすすめること。
- 性や国籍、民族の違いによる差別をなくし、人権保障と理解促進を進めるため、学校教育や職員研修などでの取り組みをすすめること。

《清潔で公正な区政を》

- 区長は企業、団体からの献金を受けないこと。
- 業務委託先の個人情報の管理、運用を常に把握する管理体制を強化すること。

1 4. くらしや福祉を最優先にした財政運営を

コロナの影響による税收減で厳しい財政状況の中で、区民の暮らしを守り、切実な要求を実現していくことを最優先にした区政運営を進めるべきです。

- 事務事業見直しについては、新実施計画の行政経営改革の10の視点を貫き、暮らし、福祉を守り抜

く姿勢を貫くこと。

- 本庁舎整備は区民参加で、区民の納得のもとすすめること。
- 本庁舎整備は、事業費を抑えること。
- 新庁舎建設は区内業者の活用をすすめ、地域経済の振興に役立てること。
- 公共施設のリノベーションによる長寿命化をすすめること。
- 夜間保育の拡充は、実績も乏しく、子どもの育ちの観点からも問題があります。これまでの区立保育園民営化検証結果報告を踏まえ、拡充について慎重な検討を行うこと。
- 官民連携指針を見直し、情報公開、モニタリング、区民意見の反映を徹底し、区の責務を明確にすること。
- 財政調整基金の積極的活用を図ること。
- ふるさと納税の多額の区民税減収は看過出来ない。国による不当な税源収奪に対し、国へ意見し改革を促すこと。国等からの財源確保に一層の努力をすること。

15. 国や東京都などに求めるもの

- ・戦争法（安保法制）、共謀罪法の廃止を国に求めること。集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう政府に求めること。
- ・憲法改悪に反対し、現行憲法の平和的、民主的条項の完全実施を国に求めること。
- ・核兵器禁止条約を批准するよう国に求めること。
- ・オスプレイ配備撤回を国に求めること
- ・消費税を直ちに5%へ引き下げるよう国に求めること。
- ・原発を再稼働せず、ただちに原発ゼロを決断することを国に求めること。
- ・労働法制の規制緩和をやめるよう国に求めること。
- ・認可保育園、特養ホーム整備のために国有地、都有地の一層の活用を国や都に求めること。
- ・保育の質確保のために、保育士への家賃補助の継続を国や都に求めること。
- ・最低保障年金制度の創設を国に求めること。
- ・年金の「マクロ経済スライド」の廃止を国に求めること。
- ・後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を国に求めること。
- ・後期高齢者医療制度の窓口負担を2割に引き上げないよう国に求めること。
- ・後期高齢者医療制度の保険料軽減特例制度を廃止しないよう国に求めること。
- ・後期高齢者医療制度の国の補助金を増やし保険料を引き下げるよう国に求めること。
- ・特養ホームなどの介護基盤整備の財政支援を強化するよう国と都に求めること。
- ・介護保険の改悪により、利用者・家族に一層の苦難を強いることなく、安心できる制度にするよう国に意見を上げること。
- ・介護職員の処遇改善及び人材確保の支援を国や都に求めること。
- ・介護保険の保険料、利用料の減免制度の拡充を国に求めること。
- ・介護保険の要介護1.2の保険給付はしを止めるよう、国に意見をあげること。
- ・国民健康保険料の減免を継続するよう国に求めること。

- ・国民健康保険の国の負担を増やし、国保料の均等割をなくし、国保料を引き下げよう、引き続き国に求めること。
- ・国民健康保険の保険者である東京都に、引き続き財政支援の拡大を求めること。
- ・都として国民健康保険の低所得者対策、多子世帯の負担軽減にとりくむよう求めること。
- ・がん検診事業への補助を国に求めること。
- ・障がい者福祉法に当事者の提言を反映させるよう国に求めること。
- ・愛の手帳3度の者にも医療費補助を行うよう国に求めること。
- ・心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象を拡充するよう都に求めること。
- ・児童相談所における専門職の人材確保や育成に対する支援を引き続き行うよう都に求めること。
- ・児童相談所運営への財政的支援を東京都に求めること。
- ・生活保護の基準を引き上げるよう国に求めること。
- ・生活保護の「老齢加算」をもとに戻すよう、また夏のクーラー代補助を行うよう国に求めること。
- ・熱中症対策として低所得者、高齢者、ひとり親家庭などにエアコン設置補助を国に求めること。
- ・都立松沢病院の独立行政法人化をやめるよう都に求めること。
- ・都営住宅の建設を再開するよう都に求めること。
- ・住宅耐震診断・改修制度を利用しやすいものに抜本的に改善し、予算を大幅に増額することを国に求めること。
- ・国の住宅セーフティーネット制度について、収入基準の引き上げなど要件の見直しを国に求めること。
- ・シルバーパスは無料化を目指し、当面所得に応じて3,000円パス、5,000円パスなどの発行を導入し世田谷線でも使えるよう都に求めること。
- ・選挙時の高齢者、障害者の自宅投票の対象を広げることを国に求めること。
- ・選挙時に障害者が自宅で投票できるようにするなど積極的な支援を行う事。
- ・小・中学校の全学年で30人学級の実現を国、都に求めること。
- ・小中学校の給食費の助成へ、都に実施を求めること。
- ・高校授業料の完全無料化、給付型奨学金の拡充を国に求めること。
- ・学校施設整備費全体を大幅に増額し、施設整備費が十分に確保されるよう国に求めること。
- ・国有地である学校の敷地の借地料を撤廃するよう国に求めること。
- ・教員免許更新制の廃止を国に求めること。
- ・学校行事で日の丸・君が代の強制を行わないよう都に求めること。